

ニ依リテ下役人用ヒザル農人ヲ召捕テ差出ス、作左衛門默然トシテ暫ラク考ヘ居タリ、シテヤガテ其農人ヲユルシ遣リ、法度書ノ高札ヲ取寄セ、先ノ文字ヲ皆刪ラセ、イロハノ假字ニテ、何々ノ事ヲスルト、作左作衛門ガ切ゾト、殘ラズ平ガナニ書キカヘテ、建サセケレバ、其後ハ法度ヲ犯ス者一人モ無リシトナリ、農人ナドハ文字ノ讀メヌモノ、十人ニ九人アリ、此故ニ作左衛門平ラガナニ書ガヘタルナリ、人ヲ觀テ法ヲ説ク、コソ肝要ナレ、

〔燕居雜話三〕ひざとも談合

諺にひざとも談合といふ事出所も定かならず、其うへ膝とも心得て居る故、何共わからぬなるべし、是は詩大雅板、篇に、先民有言、詢芻蕘、といへるに原きたるにて、卑者とも相談すると云ことなるべし、源氏などに、大悲者をだいひざといひし例にて、ひざは即卑者の字音ならむ、武者をむき、修行者をすぎやうざ、從者をすさなど云をもて知るべし、是余が久しく疑ひて、近きころ考得し所なり、

〔松屋筆記 八十六〕繁文無益 俗に下手の長口上といへることく、繁文にして拙劣なるもおほかり、

〔古事記中應神〕又秦造之祖漢直之祖、及知釀酒人名仁番、亦名須須許理等參渡來也、故是須々許理釀大御酒、以獻於是天皇、宇羅宜是所獻之大御酒、而宇羅宜三御歌曰、須須許理賀、迦美斯美岐、邇和禮惠比邇、邇理許登那具志、惠具志爾、和禮惠比邇、邇理如此之歌、幸行時、以御杖打大坂道中之大石者、其石走避、故諺曰、堅石避醉人也、

〔大鏡七太政大臣道長〕又山階寺にて、十月十日より維摩會七日、みなこれらのため、に勅使下向して、ふすまつかはす、藤氏の殿ばらより五位までたてまつり給ふ、南京法師は三會講師しつれば、已講となづけて、その次第をつくりて、律師僧綱になるか、れば彼御寺いかめしくやむことなき